

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 122 号 松江城・史料調査課	興雲閣の設置及び管理に関する条例の一部改正について	興雲閣の利用者に、適正かつ応分の負担を求めるため、利用料金基準額を改定するもの。また、効率的な運営のため、供用時間を改定するもの。 料金改定案件

備 考			
改正内容			
(1) 興雲閣の利用料金基準額を次のとおり増額するもの。			
室名	単位	改正後	改正前
2 階大広間	1 時間につき	2, 840 円	2, 182 円
(2) 興雲閣の供用時間を次のとおり変更するもの。			
区分	改正後		改正前
4 月 1 日から 9 月 30 日まで	午前 8 時 30 分から 午後 6 時まで		午前 8 時 30 分から 午後 6 時 30 分まで
(3) その他文言整理を行うもの。			
施行期日			
令和 7 年 4 月 1 日			